



商工会だより

令和5年度 第1号
発行所: 京北商工会

令和6年度から総代会は「総会」へと移行します

去る5月25日(木)、商工会館において、第62回通常総代会を開催いたしました。

府市行政関係、商工会連合会及び京都商工会議所役員の方の来賓臨席のもと、39名(委任状出席含む)の総代さんの出席を得て、次の提出議案すべてが原案どおり可決承認されました。



<提出議案>

- 第1号議案 令和4年度事業報告並びに収支決算、貸借対照表、財産目録承認の件
- 第2号議案 令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件
- 第3号議案 令和5年度借入金最高限度額並びに取引金融機関決定の件
- 第4号議案 役員の一部補充選任の件
女性部・青年部の部長交代により新たに井口真美様、仲井亮文様の
理事選任について議決をいただきました。
- 第5号議案 定款一部改正の件
- 第6号議案 運営規約一部改正の件

総代会で議決された定款変更について、このほど京都府の認可を受け、次回令和6年5月開催予定の総代会は総会となります。

これまで、総代としてお世話になった皆様のご協力に紙面をお借りして感謝申し上げますとともに、次年度は一般会員全員にご案内をすることになりますので、皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

皆様には、コロナ禍がようやく下火になったとはいえ、物価高、地域の過疎高齢化、人口減が加速している状況の中で、懸命に事業活動に取り組まれていることに改めて敬意を表しますとともに、商工会の運営も過渡期の中にありますが、役職員一同必要な事業の選択・集中を図りながら、皆様のより持続的で自立的な経営につながる支援に傾注して参りますので、倍旧のご指導・ご支援をお願いいたします。

新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいたします。～（令和5年4月～6月ご入会）

地区	事業所名	氏名（敬称略）	業種
黒田	モリモト鮮魚店	守本 隆行	鮮魚小売業

給付金

京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）

京都市では、あらゆる事業者の皆様が物価高騰の影響を受けておられる厳しい現状を踏まえ、事業継続に取り組む中小企業、個人事業者の皆様を対象とした「京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）」を交付することとし、申請受付を開始されています。

なお、令和5年3月10日締切分「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」の交付を受けておられる方は、交付対象者の要件を満たさなくなった、又は交付を希望されない場合を除き新たに申請いただく必要はありません。

※令和5年3月10日締切分「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」を受給された事業者様には支援金事務局より個別にメールまたは郵送にて案内がされていることと思います。ご自身の事業所が受給済であるかどうか、申請の有無等について不明な場合は支援金事務局へ直接お問い合わせください。

<対象者>

令和5年4月30日までに開業し、今後も事業を継続する意思のある京都市内の中小企業・個人事業者の方

<受付締切>

令和5年8月10日（木）まで

<交付額>

法人3万円 / 個人2万円

◆ 京都市中小企業等物価高騰対策支援金事務局 TEL:050-3668-5496(9時～17時:土日祝除く)
申請書類等はこちらから <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000312731.html>

インボイス 対策セミナー&個別相談会

インボイス制度開始まで残りわずかとなってきました。対応の準備はお済みですか？

制度の内容がよくわからない、とりあえず登録はしたけどこれから何をすればよいのかわからない、等々制度に対する不安やお悩みはありませんか？京北商工会ではそのような疑問にお答えするセミナーと個別相談会を開催します。この機会に是非ご参加ください。(事前申し込みをお願いします)

講師 京都総合税理士法人 **高栢 啓敬 税理士** **ところ** **京北商工会館 2階研修室**
お問合せ tel. **075-852-0348**

1 7月12日(水) 19時~21時
基礎編セミナー
インボイス制度って何？
インボイスって何だ？
免税事業者にも関係あるの？
登録した場合のメリット・デメリット
登録の仕方について

2 7月20日(木) 19時~21時
実務編セミナー
制度開始までに準備を整えよう
インボイス登録したことで変わること
インボイス発行事業者としてしなければいけないこと
請求書、領収書の記載方法の確認
日々の記帳の仕訳について

3 7月27日(木) 10時~12時 / 13時~15時
個別相談会 ~事業所それぞれの疑問を解決！~
※相談時間は1事業所あたり最大30分になります。

1 10:00~10:30	2 10:30~11:00	3 11:00~11:30
4 11:30~12:00	5 13:00~13:30	6 13:30~14:00
7 14:00~14:30	8 14:30~15:00	



インスタグラム ビジネス活用術

インスタグラムは「インスタ映え」という言葉があるように、幅広い世代に情報収集ツールとして使われており、様々な業種が集客・販促ツールとして利用されています。今回はインスタグラムをビジネスで利用するにあたり、押さえておきたいポイントを含め、その“活用術”を学びます

開催日時：8月30日(水)19時~21時

開催場所：京北商工会館 2階研修室

※詳細は同封しているチラシをご覧ください。

主なセミナー内容

- 1 SNSがもたらした購買行動の変化とSNSの基本
- 2 ファンを増やすインスタグラム活用術
- 3 動画を活用したプロモーション

青年部だより

去る6月21日(水)、アスエルそのべ(南丹市園部町)にて令和5年度京都府商工会青年部主張発表大会ブロック別予選会が開催され、当部から部長の仲井亮文さんが出場されました。

結果は堂々の最優秀賞(1位)受賞！京都府本戦(8月2日開催)への出場が決定しました。



補助金

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

(令和元年度補正予算・令和3年度補正予算)

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者の皆様が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の皆様の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

<補助率・補助上限額>

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3		
補助上限額	50万円	200万円			
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たしている場合※ 上記補助上限額に50万円を上乗せ				

※令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、特例

は適用されません。

<申請スケジュール>

第13回受付締切：令和5年9月7日(木)

<申請方法>

補助金申請システム「J グランツ」を使用した電子申請が原則です。郵送での申請(紙ベース)も可能ですが、その場合申請事業者の採点に際して減点調整が行われます。

◆ 京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金特設ページ

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045

資金繰り

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資は日本政策金融公庫が貸付を行うもので、商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保無保証でご利用できる制度です。ご利用にあたっては所属商工会の推薦が必要となりますので、融資をお考えの方は商工会までご相談下さい。

	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率(年)	1.07% ※令和5年7月3日現在	

詳しくはホームページへ
中退共 検索

お問合せはお気軽に
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単
社外積立で
管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主に知らせします。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

国の制度だから安心

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。

退職金

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp